

記 録

令和 5 年 5 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 5 年 5 月 2 9 日 (月)

令和5年5月農業委員会定例総会議事録

令和5年5月農業委員会定例総会を令和5年5月29日（月）午後3時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（12名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
4番	治田健	5番	那須成章
6番	鈴野浅夫	7番	松木親則
8番	甲斐英教	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

欠席委員（2名）

3番	黒木耕作	9番	山本孝志
----	------	----	------

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（14名）

15番	黒木藤市	16番	黒木豊喜
17番	黒木幸義	18番	野田正明
19番	黒木眞壽美	21番	菊田泰徳
22番	山口佐知男	24番	児玉恭司
25番	直野廣義	26番	黒木和男
27番	黒木義行	28番	赤木康
29番	矢野陸男	30番	橋口泉

事務局出席者

事務局 長	多田好太郎	事務局 長 補 佐	柏田高宏
主任 主 事	井本彩	主任 主 事	黒木信介

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

2番 細川 豪邦 委員

10番 溝口 秀樹 委員

日程第2

議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第29号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

議案第30号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

報告第23号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第26号 農地改良届について

その他

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

2 番

10 番

議事録

開 会 午後3時00分

議長 それでは、ただいまから令和5年5月日向市農業委員会定例総会を開会します。なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話のマナーモードに設定してください。また、発言される際は議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障をきたしますのでよろしくお願いいたします。

開会に先立ち報告いたします。本日の会議に3番黒木耕作委員、9番山本孝志委員、20番佐藤力委員から欠席の届け出がありましたので報告いたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に2番細川豪邦委員、10番溝口秀樹委員を指名します。

よろしくお願いいたします。

次に議案審議に入ります。

まず議案第26号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 受付番号16、土地の所在地は東郷町八重原、畑が1筆で238㎡です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は耕作不便で、権利の種類は売買による所有権移転です。

譲受人は兼業農家で、許可後はこちらで露地野菜を作付けされると伺っています。

農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。

受付番号18、土地の所在地は東郷町迫野内、田が1筆で478㎡です。

譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地の隣接地は譲受人の所有地で、現況はこの2筆で一枚の田となっており、これまでも一体的に利用していたということで、所有権移転後も継続してこれまで通り耕作されると伺っています。

農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。

受付番号19、土地の所在地は平岩、畑が1筆で89㎡です。

譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望で、権利の種類は売買による所有権移転です。

譲受人は地区外にお住まいですが、これまでも申請地の隣接地にあるご家族所有の畑の耕作を手伝っており、今後は申請地も一体的に利用されると伺っています。

農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。

受付番号20、土地の所在地は東郷町山陰、畑が2筆で1,722㎡です。

譲受理由、譲渡理由、権利の種類は贈与による所有権移転です。

譲受人は市外在住ですが、居住地の農業委員会から耕作証明が出されています。また、自宅から申請地までは車で10分程度であり、通作距離に問題はないうものと思われます。許可後は、露地野菜を作付けされると伺っています。

農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。

受付番号21番、土地の所在地は美々津町、畑が1筆で815㎡、田が1筆で279㎡、合計1,094㎡です。

譲受理由、譲渡理由、権利の種類は贈与による所有権移転です。親族間での

記 録

- 事務局 贈与であり、許可後は露地野菜を作付けされると伺っています。
農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。
以上5件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号16、18担当の6番委員及び18番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 6番委員 6番委員です。問題ありません。
- 18番委員 18番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。次に、番号19担当の8番委員及び24番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 8番委員 8番委員です。問題ありません。
- 24番委員 24番委員です。問題ありません。
- 議長 次に、番号21担当の17番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 17番委員 17番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので番号16、18から21を原案のとおりとします。
次に、議案第27号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号6、土地の所在地は東郷町坪谷、畑が11筆で4,252㎡、田が8筆で1,185㎡、合計5,437㎡です。
こちらは、4月の定例総会でご審議いただいた案件と同一案件であり、今回追加で申請されたものです。
転用目的は畜舎で、既存畜舎2棟の隣接地に3棟新築し、既存畜舎も併せて改築を行う計画となっています。
申請地は農業振興地域農用地区域に該当しますが、農業用施設用地へ用途区分を変更しており、農用地利用計画に則した土地利用計画となっています。
農地法第4条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。
以上1件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号6担当の5番委員及び22番委員から補足があれば説明をお願いします。

記 録

- 5 番委員 5 番委員です。問題ありません。
- 2 2 番委員 2 2 番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので番号 6 までを原案のとおりとします。
次に、議案第 2 8 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号 8、土地の所在地は東郷町八重原、地目は畑が 7 筆で、2,079㎡です。
権利の種類は売買による所有権移転で、転用目的は植林ですが、追認とありますように、既に転用済みです。
譲渡人の方から顛末書が出されておりますが、昭和 60 年頃に、農地法の許可が必要と知らずに植林してしまったとのことで、提出されております。
譲受人は今後も現況のまま所有されるため、農地法第 5 条の許可申請を出されたものです。申請地は周囲の農地の状況から中山間地に存在する小集団の農地のため、第 2 種農地に該当するものと考えられます。
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
受付番号 9、土地の所在地は東郷町、地目は畑、地積は 239㎡です。
権利の種類は贈与による所有権移転で、転用目的はテラス駐車場です。こちらは、以前自宅の隣接地の贈与を受けていたましたが、駐車場等が不足していたということで申請されたものです。
申請地は周囲の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地のため、第 2 種農地に該当するものと考えられます。
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
以上 2 件皆様のご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号 8 担当の 6 番委員及び 1 8 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 6 番委員 6 番委員です。現地を確認したところ、山林化していたため、譲受人がそのまま山林として利用することは特に問題ないと思います。
- 1 8 番委員 1 8 番委員です。同じく現地を確認しましたが問題ないと思います。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号 9 担当の 1 1 番委員及び 1 9 番委員から補足があれば説明をお願いします。

記 録

- 1 1 番委員 | 1 1 番委員です。5 月 2 5 日に現地確認を行いました。問題ありません。
- 1 9 番委員 | 1 9 番委員です。特に問題ありません。
- 議長 | それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 | ありがとうございました。
全員賛成ですので番号 8、9 は原案のとおりとします。
次に議案第 2 9 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | 番号 1、土地の所在地は富高、地目は田が 1 筆で 1, 3 7 9 m²です。期間は、集積、配分ともに令和 5 年 7 月 1 日から 2 0 年で、賃貸借権の設定です。
番号 2、土地の所在地は富高、地目は田が 1 筆で 2 5 4 m²です。こちらは集積済みの土地の耕作者変更で、期間は令和 5 年 7 月 1 日から 2 0 年、賃貸借権の設定です。なお、中間管理につきましては、集積のみを皆様にご審議いただいていたところですが、法改正により、今後は集積計画も配分計画も審議事項となりました。こちらは、農地を借入先から中間管理機構が借りてから、貸付先に貸し出すかたちでの契約となっております。
様式も今までと変更になり、番号 1 は、集積と配分が申請されているもので、番号 2 は配分のみが申請されているものとなります。
以上 2 件、皆様のご審議をよろしくお願いします。
- 議長 | ありがとうございました。
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 | ありがとうございました。
全員賛成ですので番号 1、2 は原案のとおりとします。
次に議案第 3 0 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | 番号 1、土地の所在地は東郷町坪谷、地目は田が 5 筆で 7, 6 4 5 m²です。期間は、6 月 1 日から 1 年 2 か月で、権利の種類は使用貸借権の設定で、露地野菜を作付けされると伺っています。
こちら、これまでは基盤強化法の利用権設定ということでご審議いただいていたところですが、法改正により、今後は利用権設定と所有権移転を同じ議案として取り扱いをさせていただきたいと思っております。
この譲受人が財光寺地区と富高地区で申請を出されたときは、それぞれの地区の委員に担当ということをお願いをしていたのですが、今回は新たに東郷町

記 録

- 事務局 | の方で使用貸借権を設定されるということです。そのため、今回は担当を事務局とさせていただきます。
以上1件、皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 | ありがとうございます。
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 | ありがとうございます。
全員賛成ですので番号8は原案のとおりとします。
以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。
続きまして、報告23号から第26号までについて、事務局長から報告をお願いします。
- 事務局長 | それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付等について、ご報告申し上げます。
先ず、報告第23号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。届出の件数は2件、土地は畑2筆で面積は577㎡であります。転用目的につきましては、いずれも住宅であります。
次に、報告第24号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。届出の件数は9件、土地は田1筆、畑9筆で面積は5,619㎡であります。転用目的につきましては、店舗、住宅、駐車場であります。
次に、報告第25号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてであります。
届出の件数は1件、所有権の相続でありまして田2筆で面積は1,722㎡であります。
次に、報告第26号農地改良届出についてであります。
届出件数は1件、土地は田4筆で2,043㎡であります。土地改良のための盛り土であります。
以上ご報告申し上げます。
- 議長 | ありがとうございます。
それではただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。
質問等もないようですので、これをもちましてすべての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。